

平成 26 年度

随時監査結果報告書

(公の施設の指定管理者制度について)

浜田市監査委員

目 次

第1 監査の種類	1
第2 監査のテーマ	1
第3 監査の目的	1
第4 監査の期間	1
第5 監査の対象	1
第6 監査の方法	1
第7 監査の着眼点	1
第8 指定管理者制度の概要	2
第9 監査の結果	13
第10 監査意見（むすび）	19
※ 主管課に対する監査聴取内容	24
※ 平成25年度指定管理者モニタリングレポートからみえること	26
※ その他関係条文及び資料等	27
指定管理者導入施設一覧	34

（注解）

- 文中及び各表中の比率は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位を表示した。したがって、比率合計と内訳との計が一致しない場合がある。
- 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0.0」・・・該当数値はあるが、単位未満のもの
 - 「0、－」・・・該当数値がないか、またはあっても比率が1,000%以上もしくは指数が1,000以上のもの

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく随時監査

第2 監査のテーマ

「公の施設の指定管理者制度について」

第3 監査の目的

平成15年9月の地方自治法改正により、指定管理者制度が創設され、従来（管理委託制度）の公共的団体や市の出資法人のほかに新たに民間事業者等も公の施設の管理が出来るようになった。

合併前の浜田市及び那賀郡弥栄村においては平成16年度から一部の公の施設で指定管理者制度を採用し、平成17年10月の合併を経て平成26年12月1日現在では、18所管課の73施設で指定管理者制度を導入している。

指定管理者制度では、地方自治法の規定のほか条例、規則等で指定管理における事務処理等について定めているが、平成23年度の財政援助団体等監査において、指定管理者制度の運用の基本となる協定書や事業報告書等の作成が統一されていないケースを確認したところである。

今回の監査においては、第一段階として、指定管理者の選定並びに協定書及び事業報告書等の作成が例規の規定どおりになされているかという、形式的な部分を主眼に、指定管理者制度が適切に運用されているか、全ての施設を対象に監査を行った。

次に、第二段階として、民間活力の導入による効果が見込まれるような仕様になっているか、所管課による指導・監督は適切に行われているか、制度導入により直営時よりも市の支出が削減され、所期の目的に沿った効果が出ているかという実質的な部分を主眼に、第一段階の結果を踏まえ監査対象を抽出して行う。

第4 監査の期間

平成27年1月5日から平成27年3月20日まで（監査実施通知日から監査実施最終日まで）

第5 監査の対象

平成26年10月1日において、指定管理者制度を導入している全ての施設
（指定管理者導入施設一覧を参照）

第6 監査の方法

あらかじめ設定した着眼点に基づいて随時監査調書を作成し、主管課である総務課行革推進係、指定管理施設の所管課から調書の提出を求めるとともに、主管課から説明を聴取した。

第7 監査の着眼点

- 1 指定管理者の指定は、法令、条例等に基づき適正に行われているか。
- 2 選定は適正に行われているか。
- 3 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- 4 協定書等の作成に際して、必要事項が適正に記載されているか。
- 5 管理料の積算、支出は適正に行われているか。

- 6 利用料金制度の運用は適正に行われているか。
- 7 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- 8 指定管理者に対する評価、指導監督は適切に行われているか。
- 9 利用促進のための努力はされているか。
- 10 指定管理者制度への移行効果は上がっているか。

第8 指定管理者制度の概要

1 指定管理者制度導入の経緯

平成15年6月の地方自治法一部改正（平成15年9月2日施行）以前における公の施設の管理運営方法は、設置者である地方公共団体による直営、または、公法上の契約に基づく管理委託のいずれかによることとされており、管理委託制度の場合その管理運営の主体は、公共団体、公共的団体、出資法人等に限定されていたが、法改正により創設された指定管理者制度においては、管理運営の主体に対する法律上の特段の制約は設けられておらず、民間企業、NPO法人をはじめ、法人格を有しない民間団体にまで幅広く管理運営を委ねることが可能となった。（表1参照）

また、従来の管理委託制度で適用が認められていた利用料金制度が指定管理者制度においても引き続き適用可能とされたことにより、施設の設置者である地方公共団体は、条例で定めることにより施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができるとともに、指定管理者は、設置者の了承を得て条例で定める金額の範囲内で利用料金を自由に設定できることとなった。

このようなインセンティブの付与により、指定管理者に自主的な努力が働き、経営的な収入増の効果、サービスの向上などが期待できるとともに、設置者においても会計事務の収納管理業務等の省略化が図られるメリットが期待される。

なお、改正法においては、附則第2条に経過措置期間が規定されており、地方公共団体は、改正以前の規定により管理委託している公の施設について、改正法施行日から3年以内（平成18年9月1日まで）に指定管理者制度を導入するかどうかの判断を求められることとなった。

ただし、公の施設とは、住民の福祉を増進する目的を持って設けられ、住民の利用に供される施設であることから、地方公共団体が事業を行うための市庁舎や研究施設、また、公の施設であっても道路法・河川法・学校教育法等の個別の法律により管理主体が限定される施設については、指定管理者制度を導入することができないとされている。

表1 管理委託制度と指定管理者制度の比較について

	管理委託制度	指定管理者制度
法的性質	委託契約に基づき管理業務を行わせるもの	指定（行政処分）による権限委任であり、管理を代行させるもの
管理運営の主体	受託者（公共団体、公共的団体、「出資法人等：市が1/2以上出資している法人など」）	指定管理者（民間企業、NPO法人などの幅広い民間事業者：個人は不可）

設置条例での規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の条件 ・委託の相手方 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者の指定の手続 ・指定管理者が行う管理の基準 ・業務の範囲、その他必要な事項
使用許可の権限	市（使用許可権限は受託者に委託不可）	指定管理者（条例で業務の範囲に規定した場合）
管理運営の主体の決定に関する議会の議決	不要	必要
利用料金制度	可（条例に定めるところにより可）	可（条例に定めるところにより可）

2 「管理委託制度」と「指定管理者制度」の主な相違点

(1) 管理運営主体

従来の「管理委託制度」では、公の施設の公共性・公益性の観点から、管理運営を受託できるのは、公共団体（都道府県・市町村、土地改良区等）、公共的団体（農業協同組合、自治会等）及び出資法人（地方公共団体が出資している法人で政令で定めるもの）等に限定されていたが、「指定管理者制度」では、NPO法人や民間事業者を含め幅広い団体が、議会の承認を経て指定管理者として公の施設の管理を行うことが可能となった。

(2) 法的性格

従来の「管理委託制度」が、公の施設の設置管理条例を根拠として締結される公法上の契約に基づく具体的な管理の事務・業務の執行の委託であったのに対し、「指定管理者制度」は、指定（行政処分）により管理権限を委任するものである。

(3) 管理権限

「管理委託制度」においては設置者たる地方公共団体の長が管理権限を有していたのに対し、「指定管理者制度」では指定管理者が管理権限を有し、条例の定めるところにより、行政処分に該当する施設の使用許可も行うことができるようになった。

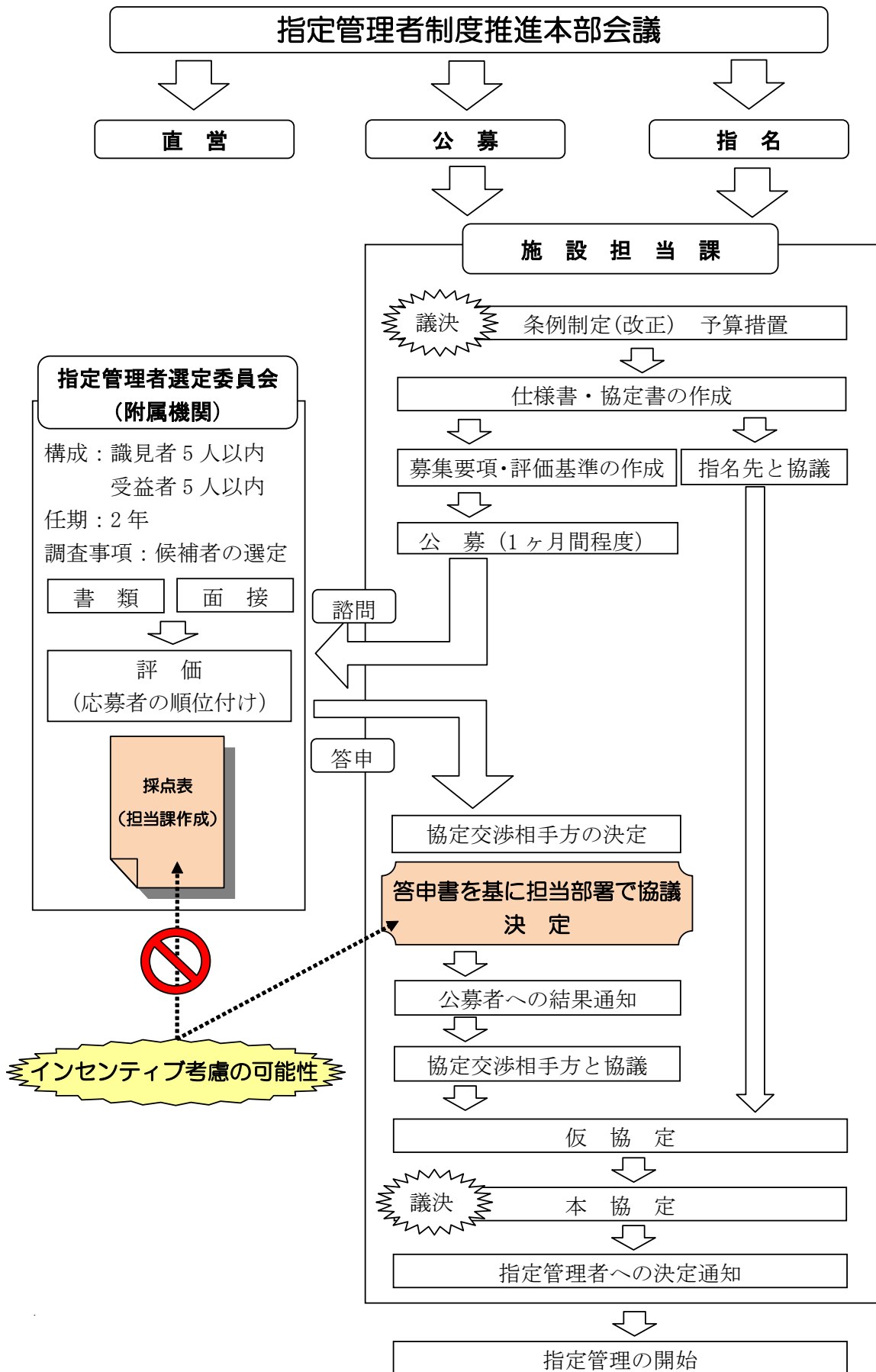
ただし、使用料の強制徴収、行政財産の目的外使用許可等、法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、指定管理者に行わせることはできない。

3 本市の指定管理者制度の運用状況について

(1) 本市の指定管理者選定について

指定管理者選定の流れについては、次のフロー図のとおりである。

〔指定管理の流れ〕



(2) 指名方式により指定管理者の選定を行うことができるもの

公募によらず特定の団体を選定することができる公の施設の条件については、次項の指定管理者制度推進本部会議、イ 協議事項、ウ(ア)～(オ)によるとおりである。

(3) 指定管理者制度推進本部会議について

指定管理者制度推進本部会議とは、次のとおりである。

ア 構成

副市長、教育長、各部長、各支所長（該当施設がある場合のみ）、市長公室長

イ 協議事項

(ア) 制度の基本的事項

(イ) 施設ごとの直営・指定管理者制度導入の決定

① 市が直営で管理しなければならない又は直営管理が望ましい公の施設

- ・法令により管理者が地方公共団体に限定される施設
- ・高度な中立性や厳格な個人情報管理が求められる施設
- ・市民にとって特に重要なサービスを提供する施設で、市が責任を持って直接提供する必要がある施設
- ・政策的な企画立案を実施し、施設管理と分離することができない施設
- ・短期の内に政策の方針変更が見込まれる施設
- ・団体等が管理することが市民の理解を得られない施設
- ・直営管理のほうが安価であることを客観的に証明できる施設

② 指定管理者が管理することが望ましい公の施設

- ・単純な管理業務で、政策の方針変更等があまり予想できない施設
- ・市以外にも類似施設を設置するものがある施設
- ・使用料・利用料により管理運営を行う収益施設
- ・団体等が保有する特別な技術・知識等により、サービスの向上（利用ニーズに応じた開館日・開館時間の拡大等）や利用者の増大が期待できる施設
- ・団体等が管理運営すれば、コスト削減が見込まれる施設

ウ 施設ごとの選定方法（公募・指名）及び指名の場合における指定管理候補者の決定

次のいずれかに該当する場合は、公募方式によらず指名方式により指定管理者の選定を行うことができる。

(ア) 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合

(イ) 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合

(ウ) 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合

(エ) 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき

(オ) その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

* 後述の浜田市指定管理者制度推進本部設置要綱を参照。

(4) モニタリングについて

浜田市指定管理者モニタリング実施要領が取り決められている。その内容については、次のとおりである。

浜田市指定管理者モニタリング実施要領

I. モニタリングの目的

指定管理者制度とは、福祉施設や教育・文化施設など、市民が直接利用する「公の施設」の管理運営を広く民間法人やその他団体に任せることができる制度です。「公の施設」の管理運営は、従来市が直接行う「直営方式」か、市が出資する法人や公共的団体等に委託する「管理委託方式」で行っていましたが、平成15年9月に施行された改正地方自治法により、指定管理者制度が導入され、広く民間団体等も「公の施設」が運営できるようになり、管理運営を任せる団体等を「指定管理者」として、議会議決を経て市が指定することになりました。

この制度の目的は、多様化する市民ニーズに効率的に対応するため、「公の施設」の管理運営を指定した団体に委ねることによって、良質なサービスの提供、経費の節減等を図ることを目的としています。

モニタリングとは、「公の施設」の管理運営や公共サービスの提供について、提出された事業計画や協定書の取り決め事項の履行をチェックし、適切なサービスが提供されているかどうか監視する手段といえます。重大な事故や事件の発生、指定管理者が実施する事業や組織の破綻等リスクの回避、コスト削減重視のあまり公共サービス水準の低下や不適切な管理運営を防ぐため、この要領を定め管理運営の適正化を図ることを目的としています。

II. 現状と課題

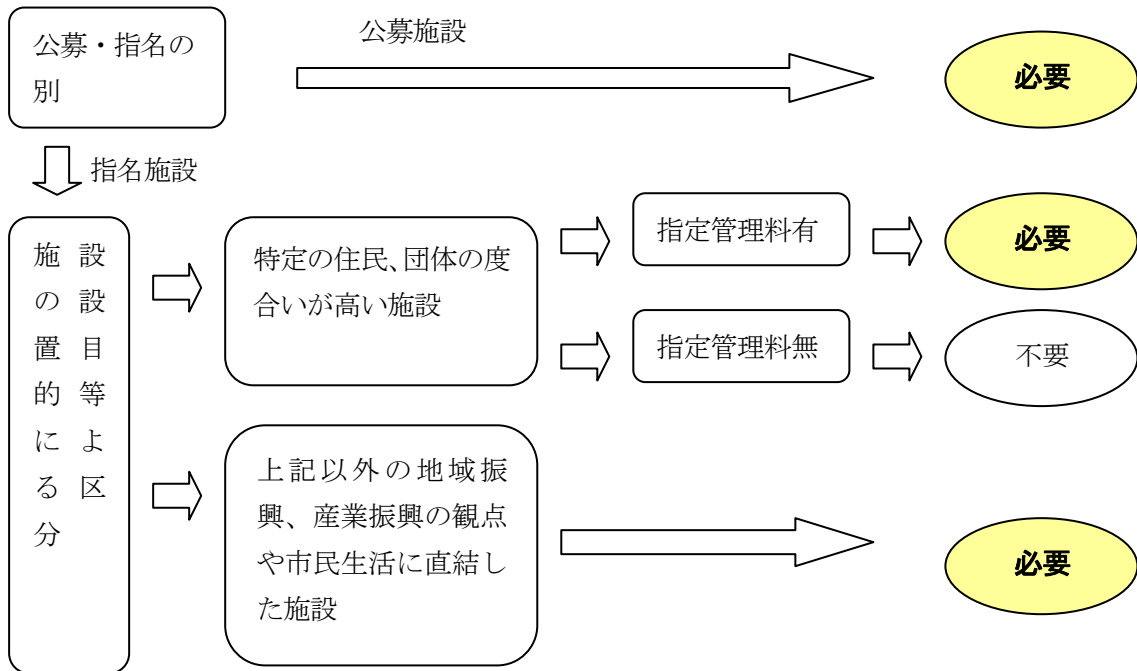
平成21年4月1日現在の指定管理施設は50条例、69施設にのぼり、このうち10施設が公募施設となっています。各施設とも指定管理者と協定書を取り交わし、業務内容やその他取り決め事項に基づき管理運営を行い、毎年度終了後事業報告書の提出を受けています。この報告は「浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」により提出が義務付けられているため、全施設において提出されていますが、活用方法や検証方法は所管する課によってまちまちの状態です。しかし、多くの施設が連絡会議や施設訪問、情報交換を行っており、モニタリングの一部を既に行っているといえます。

施設によっては年1回の事業報告書のみで管理運営状況が把握できる施設がある一方、毎月の定期報告を求めなければならない施設もあり、一律の基準をもってモニタリングを行うことは無理が生じるものと思われます。さらに、施設管理が主体とか管理運営に一定の助言を要する施設、指定管理料の有無や利用料の一定割合を浜田市に収入する施設等、施設の形態が多岐にわたるため、モニタリングの実施にあたっては、その手法や検証方法を区分する必要があります。

III. モニタリングの手法と検証方法

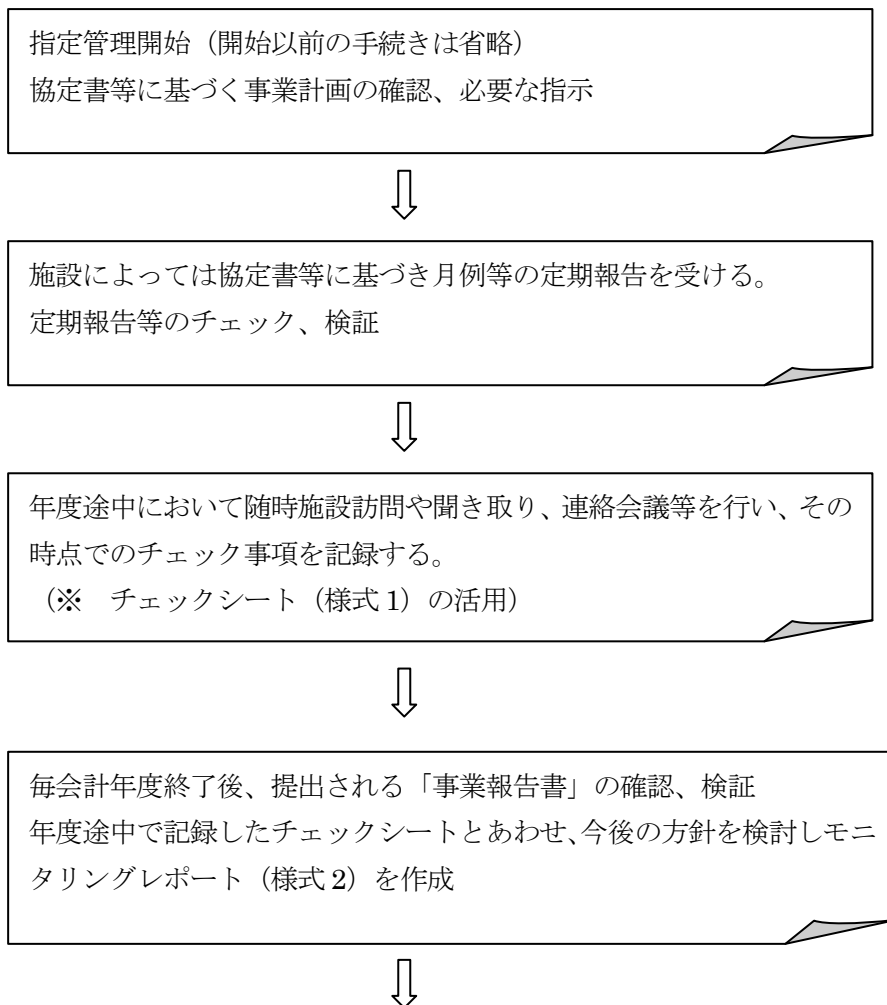
i) 施設区分

前項で述べたように、モニタリングの実施にあたってモニタリングが必要か否かを区分するため下記フローにより施設を区分します。その結果、不要となる施設については、毎会計年度終了後の事業報告書の確認のみで可とします。



ii) モニタリングの実施方法

モニタリングの全体的な流れ



モニタリング評価運営委員会において協議・検討・今後の方向性を整理

※ モニタリング不要の施設については、「事業報告書」の決裁のみで可とします。

iii) モニタリング評価運営委員会の設置

指定管理者による管理運営業務のサービス水準の維持向上、財務状況等のモニタリングを総合性、専門性、客観性をもって実施するとすれば、第三者からの意見や評価を反映させるための仕組みづくりも必要と思われますが、浜田市においては当面内部チェック機関としての仕組みを整えます。

具体的には上記フローのとおり、所管課でモニタリングレポートを作成した後、協議、検討、今後の方針を整理していくうえで、指定管理施設を所管する部ごとにモニタリング評価運営委員会を設置します。指定管理者制度推進本部会議と同様の構成により市全体で設置し検証を行うことも考えられますが、①施設が多岐にわたり、管理運営内容が把握しきれない。②一同に会する会議方式では日程が設定しにくい。③指定管理施設を所管しない部署もある。等の理由から、前段の方式がベストといえます。

また、i) の施設区分でモニタリングの要・不要を最終的に決定する役割も担うこととし、その決定に従いモニタリングを行うとともに、モニタリング評価運営委員会を円滑に進めるため、部ごとに事務局担当課を設け、運営を行っていくこととします。

モニタリング評価運営委員会

構成員

所管する部の部長、次長、所管課長及び所管する施設が所在する支所の支所長

所掌事務

- 1 指定管理施設のモニタリングの要否
- 2 モニタリング結果の検証
- 3 次年度以降の方針の検討
- 4 指定更新に向けての総合評価
- 5 その他必要と認められる事項

事務局

部ごとに事務局を担う課を設定

IV. モニタリングチェック

先に述べたとおり、施設の種類や用途、形態が多岐にわたるため、一律の基準をもってモニタリングを実施するには無理が生じます。そこで、共通的な分類・項目を示し、具体的なチェックの視点は各施設ごとに定めるものとします。ここでは、柔軟なモニタリングが実施できるようチェックの視pointsの例を示すこととします。

1 運営状況に関するチェック

※ 業務の実施状況、利用状況、収入の状況は年度末の業務報告によりチェックする。

- ・ 開館（所）日数、開館（所）時間、事業開催回数等の計画と実績の検証
- ・ 延べ利用人員、事業参加者人員等の計画と実績の検証

- ・ 料金収入、指定管理料、自主事業収入等収入と支出内訳の検証

2 業務の履行状況に関する共通チェック事項

(1) 業務執行体制

- ・ 業務執行体制が明確となっているか など

(2) 法令等の遵守

- ・ 各種関係法令等に定められた事項が履行されているか
- ・ 労働関係法令を遵守し、労働環境を確保しているか など

(3) 各種管理記録等の整備保管

- ・ 各種管理記録等の整備がされているか
- ・ 保管状況について分かりやすく保管されているか など

(4) 報告書等の提出

- ・ 各種報告書等の提出期限は守られているか など

(5) 非常時・緊急時の対応

- ・ 緊急連絡網が整備されているか
- ・ 非常時・緊急時の連絡がスムーズに行われたか など

(6) 建築物・外構構築物等の保守点検

- ・ 保守・点検は確実に実行されているか
- ・ 法定点検、検査は有資格者によって行われているか
- ・ 点検によって異常が認められた場合、適切に修繕等されているか
- ・ 原因等を含めて速やかに報告されているか
- ・ 修繕は適切であったか など

(7) 設備・備品等の保守点検

- ・ 保守点検を確実に実行しているか
- ・ 機器の取扱い手順が示されているか
- ・ 点検によって異常が認められた場合、適切に修繕等されているか
- ・ 原因等を含めて速やかに報告されているか
- ・ 修繕は適切であったか など

(8) 清掃業務

- ・ 清掃は確実に実行されているか
- ・ 廃棄物の処分。分別は適切に行われていたか
- ・ 清潔が保たれているか
- ・ 消耗品（トイレトーパー、石鹼、消毒液等）は常に補給されているか など

(9) 防災・警備等の体制

- ・ マスターキーの管理は確実か
- ・ 防災マニュアルが作成されているか
- ・ 避難経路に障害物はないか
- ・ 避難訓練等実施されているか など

(10) 施設利用案内

- ・ パンフレットなどの整備はどうなっているか
- ・ ホームページの更新はなされているか
- ・ 案内の時期は適切か など

(11) 受付対応業務

- ・ 従業員は名札を着用しているか
- ・ 利用者に対する指導や接客は適切であったか など

(12) 料金徴収

- ・ 料金徴収はスムーズに行われているか
- ・ 徴収料金の整合は取れているか など

(13) 一般運営業務

- ・ 利用者の満足度を把握する方策がとられているか など

(14) 自主事業

- ・ 講座やイベントは満足できる内容であったか
- ・ 利用者の意見等取り入れているか など

(15) 個人情報保護

- ・ 個人情報が適正に取り扱われるよう従業員の指導監督が行われているか
- ・ 個人情報の漏洩、滅失、改ざん防止等必要な措置が講じられているか
- ・ 個人情報の収集は必要範囲内で適正に行われているか など

(16) 研修・教育の実施

- ・ 業務に関連する研修・教育を行ったか など

(17) 苦情の処理

- ・ 適切・迅速に処理したか
- ・ 速やかに経過を報告しているか など

3 上記以外の個別のチェック事項

※ 必要に応じ、チェック項目を設定するものとします。

4 担当者による総合コメント

※ 年度末にモニタリングレポートを作成するうえで必要となるため、各チェック項目をチェックした後、担当者の総合的なコメントを付しておきます。

注 1) 上記に示したチェック項目及び各項目の分類は一般的な項目であり、施設の種類や用途により適宜修正して差し支えないこととします。

注 2) 各項目の具体的チェックの視点は施設ごとに定めるものとし、書類や聞き取りにより確認するものとします。

(5) モニタリングの様式

ア モニタリングチェックシート

モニタリングチェックシートの様式は、次のとおりである。

様式1 平成 年度 指定管理者モニタリングチェックシート		
施設名	記入日	担当者名
1 運営状況に関するチェック		
項目	事業内容	適否等検証
2 業務の履行状況に関する共通チェック事項		
項目	事業内容	適否等検証
1 業務執行体制		
2 法令等の遵守		
3 各種管理記録簿の保管		
4 報告書等の提出		
5 非常時・緊急時の対応		
6 建築物・外構構築物等の保守点検		
7 設備・備品等の保守点検		
8 清掃業務		
9 防災・警備等の体制		
10 施設利用案内		
11 受付対応業務		
12 料金徴収		
13 一般運営業務		
14 自主事業		
15 個人情報保護		
16 研修・教育の実施		
17 苦情の処理		
18 その他		
3 総合コメント		

イ モニタリングレポート

モニタリングレポートの様式は、次のとおりである。

様式2 平成 年度 指定管理者モニタリングレポート	
施設名	
所在地	
指定管理者	名 称 代表者 住 所
モニタリングの実 施方針・方法等	
担当部署・担当者	
【モニタリングの総合コメント】	
【今後の業務改善等に向けた考え方】	
基本的考え方	
目的、公平性、効果等への所見	
業務内容	
事業への具体的取組み方について	
施設の運営体制や組織について	
適正な事務や経理について	
安全管理、情報管理、緊急時等の対応について	
その他業務内容について	
事業収支	

第9 監査の結果

1 指定管理者制度導入状況について

合併前の浜田市では、平成16年4月に初めて浜田市世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、サン・ビレッジ浜田及びサンマリン浜田において指定管理者制度を導入し、旧那賀郡弥栄村では平成16年7月に農産物集出荷貯蔵施設及び地域資源循環活用施設に導入し、平成17年10月の新市へ合併後の平成18年度からの本格導入により、平成26年12月1日現在では73施設で指定管理者制度による管理運営を行っている。

なお、指定に当たっては、複数施設を一括して指定しているものがあるため、施設数としては73施設であるが、指定件数としては57件となっている。また、一つの団体が複数件の指定を受けている場合があるため、指定管理者数は47団体となっている。

(1) 所管部局別

所管部局別の導入状況を施設種別ごとにみると、次のとおりである。

(単位：施設)

所管部	施設種別	施設数	施設名
健康福祉部	社会福祉施設	10	総合福祉センター、ラ・ペアーレ浜田、金城高齢者生活福祉センター、あさひやすらぎの家、あさひふれあいプラザ、あさひひまわり工房、やさかやすらぎの家、三隅老人福祉センターみすみ荘、三隅デイサービスセンター、みすみ地域活動支援センターきずな
市民生活部	社会福祉施設	4	火葬場（浜田・旭・弥栄・三隅）
産業経済部	レクリエーション・スポーツ施設	6	国民宿舎千畳苑、リフレパークきんたの里、美又温泉国民保養センター、都川交流促進施設、八戸川農村公園、旭温泉あさひ荘
	産業振興施設	15	公設水産物仲買売場、森の公民館、かなぎウエスタンライディングパーク、農畜産物加工施設、地域材利用促進交流館、波佐地場産業技術研修センター、縁の里地域振興施設、天狗石農村公園、地域交流プラザ、ふるさと体験村施設、体験農園施設、農産物集出荷貯蔵施設、地域資源循環活用施設、三隅中央会館和紙の郷、三隅特産品展示販売センター
	文教施設	3	三隅中央会館多目的研修集会施設、古市場漁村センター、岡見漁港振興会館
都市建設部	レクリエーション・スポーツ施設	9	三隅中央公園市民野球場、三隅中央公園市民テニスコート、三隅中央公園陸上競技場、三隅中央公園多目的広場、三隅中央公園屋内プール・多目的運動場、田の浦運動公園青少年研修広場ソフトボール場、田の浦運動公園バースハウス、田の浦運動公園オートキャンプ場、岡見スポーツセンター
	基盤施設	9	雇用促進住宅（小福井・内田）、雇用促進住宅（国府・金城）、黒川改良住宅、一般市営住宅、市営地域定住住宅、特定公共賃貸住宅、集団移転住宅、若者住宅、弥栄若者定住化住宅
教育委員会	レクリエーション・スポーツ施設	10	陸上競技場、野球場、庭球場、サン・ビレッジ浜田、サンマリン浜田、ふれあいジム・かなぎ、多目的運動広場、多目的コート、今福スポーツ広場施設、三隅B&G海洋センター
	文教施設	7	世界こども美術館創作活動館、石央文化ホール、浜田郷土資料館、石正美術館、若生まなびや館、金城民俗資料館、金城歴史民俗資料館
合計		73	

(2) 施設種別

指定管理者制度の導入状況を施設の種別ごとにみると、次のとおりである。

(単位：施設・%)

区 分	レクリエーション・ スポーツ施設	産業振興施設	基 盤 施 設	文 教 施 設	社会福祉施設	合 計
施 設 数	25	15	9	10	14	73
割 合	34.2	20.5	12.3	13.7	19.2	100.0

最も多いのが「レクリエーション・スポーツ施設」の25施設で全体の34.2%を占め、次いで「産業振興施設」が15施設(20.5%)となっている。

2 指定管理者の指定状況

(1) 指定団体

ア 指定管理者の団体種別

指定57件を指定管理者の団体種別ごとにみると、次のとおりである。

(単位：件・%)

種 別	株式会社・ 有限会社	財団法人・ 社団法人	公共団体	公共的団体	NPO法人	その他	合 計
レクリエーション・ スポーツ施設	5	4	0	3	0	2	14
産 業 振 興 施 設	4	1	0	8	1	1	15
基 盤 施 設	3	0	0	2	0	0	5
文 教 施 設	0	4	0	5	0	0	9
社 会 福 祉 施 設	3	0	0	7	0	4	14
合 計	15	9	0	25	1	7	57
	26.3	15.8	0.0	43.9	1.8	12.3	100.0

団体種別で最も多いのは「公共的団体」で25件(43.9%)となっている。次いで「株式会社・有限会社」で15件(26.3%)となっており、この2つで全体の70.2%を占めている。

一方で、指定管理者制度導入により新たに加わった団体を見ると「株式会社・有限会社」は15件(26.3%)、「NPO法人」は1件(1.8%)、「その他」は7件(12.3%)で、これら3つ合わせて23件(40.4%)となっている。

なお、「その他」に該当する7団体とは、指定管理を受ける目的で設立された2共同事業体、1合資会社及び1管理組合、指定管理者制度以前から当該施設の管理運営を行っていた2団体、施設開設を要望していた1団体である。

イ 管理受託者から指定管理者への移行

指定管理者制度に移行したものの、制度導入前には市直営であった18施設と導入後に新たに設置された6施設を除く49施設で、管理受託者を引き続き指定管理者として選定している。(ただし、2期目以降に交替した施設はある。)

(2) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定方法については、浜田市指定管理者制度推進本部設置要綱(以下「設置要綱」という。)第3条第2項第2号以下に浜田市指定管理者制度推進本部会議において施設ごとの指定管理者制度導入の適否、施設ごとの指定管理者選定の方針等を審議することが

規定されており、この推進会議において直営で行うか、指定管理者制度を導入するか、また、指定管理者制度を導入した場合、公募によるか、指名とするかの判断をすることになっている。

一方、総務省通知によれば、「複数の申請者に事業計画を提出させること」（平成 15 年 7 月 17 日・平成 19 年 1 月 31 日付け総務省自治行政局長通知）とされていたが、これに「一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。」（平成 22 年 12 月 28 日付け総務省自治行政局長通知）が加えられている。

選定方法の状況を施設の種別ごとにみると、次のとおりである。

(単位：件・施設・%)

施設種別	公募		非公募(指名)		合計		公募の比率	
	件数	施設数	件数	施設数	件数	施設数	件数	施設数
レクリエーション・スポーツ施設	6	10	8	15	14	25	42.9	40.0
産業振興施設	1	1	14	14	15	15	6.7	6.7
基盤施設	4	8	1	1	5	9	80.0	88.9
文教施設	1	1	8	9	9	10	11.1	10.0
社会福祉施設	1	1	13	13	14	14	7.1	7.1
合計	13	21	44	52	57	73	22.8	28.8

公募が原則ということではあるが、公募により選定したのは、指定件数でみると 57 件中 13 件で、公募の比率は 22.8%となっている。公募の比率が低いのは、次に述べるとおり、主に地域密着型施設の占める割合が大きいためである。

ア 指名とした施設

副市長をトップとした指定管理者制度推進本部会議において、施設ごとの選定方法（公募・指名）及び指定の場合における指定管理者候補者の決定を協議事項とし、次のいずれかに該当する場合は、公募方式によらず指名方式により指定管理者の選定を行うことができるとしている。

- (ア) 施設の管理運営に必要な専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定され、その者を指名する場合
- (イ) 地域との結びつきが強い施設で、当該地域の町内会等を指名することが合理的である場合
- (ウ) 公募に応じる者が無かった場合又は応募者全員が選定基準を満たさなかった場合
- (エ) 現在の指定管理者が、当該施設を管理することを目的に設立された法人であり、かつ、モニタリングによる評価が特に高いと認められる場合であって、次期指定管理期間においても、これまでと同等以上の評価が期待できるとき
- (オ) その他指定管理者制度推進本部が指名によることが特に必要であると認めた場合

この指名とした 44 件における指名理由の内訳は、(ア)26 件(59.1%)、(イ)7 件(15.9%)、(ウ)0 件(0.0%)、(エ)8 件(18.2%)、(オ)3 件(6.8%)となっている。(ア)の理由が 6 割弱を占め、種別では社会福祉施設がそのうち 13 件(50.0%)を占めていることが特徴といえる。

イ 選定委員会の設置

浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条により、指定管理者の選定について市長の諮問に応じ、浜田市指定管理者選定委員会を置き、浜田市指定管理者選定委員会規則に則り、委員会の組織及び運営に関し必要な事項が定められている。指定候補者の選定にあたっては、選定過程における透明性を高め、客観的な観点から公正・公平に選定する必要があることから、本市の職員は構成メンバーから除外され、外部の識見者（5 人以内）及び受益者（5 人以内）で組織することとしている。

公募によった 13 件についてはすべて選定委員会が設置されていた。各選定委員会の開催回数は全て 1 回で委員構成は前述のとおり識見者及び受益者となっている。選定委員 10 名の過半数以上の出席が必要となるが、識見者の出席率が低いことが懸念される場所である。今後は事業者ヒヤリングだけではなく現地視察に出向くなど 1 回ではなく、複数回開催することも検討していただきたい。

ウ 公募における応募状況

公募に対する応募団体数をみると、次のとおりである。

(単位：件・%)

応募数	件数	構成比	施設数	構成比	施設名
1 団体	5	38.5	9	42.9	浜田市公設水産物仲買売場、浜田市陸上競技場、浜田市野球場、浜田市庭球場、浜田市浜田郷土資料館、ふれあいジム・かなぎ、多目的運動広場、多目的コート、浜田市今福スポーツ広場施設
2 団体	4	30.8	8	38.1	浜田市国民宿舎千畳苑、浜田市美又温泉国民保養センター、浜田市一般市営住宅、浜田市当地域定住住宅、浜田市特定公共賃貸住宅、浜田市集団移転住宅、浜田市若者住宅、弥栄若者定住化住宅
3 団体	2	15.4	2	9.5	ラ・ペアーレ浜田、サンマリン浜田
4 団体	2	15.4	2	9.5	浜田市雇用促進住宅（小福井団地及び内田団地）、浜田市雇用促進住宅（国府団地及び金城団地）
合計	13	100.0	21	100.0	

指定件数で見ると、「1 団体」のみの応募が最も多く 5 件（38.5%）、次に「2 団体」が 4 件（30.8%）となり、全体の 7 割弱を占めている。

また、新規で指定管理者制度を導入した 2 件、前回の指名から公募となった件数が 3 件となっており公募件数が増加している傾向にある。ただし、8 件中 3 件は前回の指定時に比べ応募数が減っているため、実際に応募する団体は少なく、実質的な競争とはなっていない状況であることから、募集の周知方法、募集期間、要件等、必要に応じた見直しを行い、より多くの団体が応募しやすい環境整備に努められたい。

(3) 指定期間

指定期間について、指定管理者の立場からは「専門的技術・ノウハウを有する職員の確保などが必要な場合があり、安定した経営を指向するためにも、より長い期間が設定されることが望ましい。」とし、また、市の立場からも「公募に係る煩雑な事務が、担当課の職員の大きな負担となっている。」とした上で、指定期間の基本的な考え方を示している。

なお、平成 22 年度第 2 回指定管理者制度推進本部会議により、①1 回目の協定期間を 3 年とする。②2 回目からは原則協定期間を 5 年とする。ただし、収益施設（市への利益還元を予定している施設）は、1 回目から協定期間を 5 年とすることができる、と決定された。

それは1回目を3年とするのは、その施設が指定管理者制度に適合しているかどうかを判断するためであり、指定された者の適否を判断するためではない。よって、2回目以降で指定された者が変更になっても、協定期間は5年とする。また、2回目以降について原則5年であるが、個々の施設の状況によって、それ以上もしくはそれ以下の協定期間を締結することができるとしている。

現在の指定における指定の期間については、3年としているのが14施設(19.2%)・14件(24.6%)で、5年としているのが59施設(80.8%)・43件(75.4%)となっている。このうち、3年としている14施設のうち2施設は、平成26年8月から新規導入された1施設、一度直営に戻された施設が再度指定管理制度導入されたことによる1施設である。また、その他の12施設については、行政評価等により浜田市指定管理者制度推進本部から施設の譲渡も視野に入れ施設運営のあり方を検討する方向性が示された施設(8施設)と今後統合予定の4施設である。

3 管理経費の調達方法

指定管理制度においては、「適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(利用料金)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。」(法第244条の2第8項)とされている。

指定管理者が必要な経費は、この利用料金及び市から支払われる指定管理料により賄われることになる。管理経費の調達方法をみると、次のとおりである。

(単位：件・施設・%)

施設種別	利用料金のみ		指定管理料のみ		利用料金+指定管理料		利用料金も指定管理料もなし		合計	
	件数	施設数	件数	施設数	件数	施設数	件数	施設数	件数	施設数
レクリエーション・スポーツ施設	4	4	0	0	10	14	0	0	14	18
産業振興施設	8	8	3	3	7	14	0	0	18	25
基盤施設	2	2	3	7	0	0	0	0	5	9
文教施設	1	1	1	1	4	5	0	0	6	7
社会福祉施設	0	0	7	7	7	7	0	0	14	14
合計	15	15	14	18	28	40	0	0	57	73
	26.3	20.5	24.6	24.7	49.1	54.8	0.0	0.0	100.0	100.0

最も多いのは、指定件数でみると、「利用料金+指定管理料」で28件(49.1%)、施設数でも「利用料金+指定管理料」が40施設(54.8%)となっている。市から指定管理料を支出することなく「利用料金のみ」で管理運営しているのは、15件(26.3%)・15施設(20.5%)となっている。

4 制度導入効果

(1) 管理運営経費の比較

経費削減効果をみるため、各課から提出された調書を基に、制度導入前年度における実質負担額(「管理委託料+その他の支出-市の使用料収入」と、平成25年度の実質負担額(「指定管理料+その他の支出-市への納付金」)を比較したところ、全体で約670万円減少している。

ただし、これはあくまでも単純比較であり、大規模修繕費等は除いているものの、個別の増減要因は考慮しておらず、すべてが制度導入による経費削減効果があるというわけではない。

(2) 利用状況の比較

利用状況について、所管課から数値で示された施設について、制度導入前と平成 25 年度を比較すると 48,000 名（件）の減少となっている。

なお、これらの増減についても、あくまで前項の費用の削減効果と同じく単純比較であり、すべてが指定管理者制度導入による結果ではない。

ただし、利用者等の増が図られた施設についてみると、開館日を増やしたり、開館時間を延長したりしているものや、利用者ニーズを意識した料金設定や自主事業を展開するなど、利用促進に向けた指定管理者ならではの創意工夫による取り組みが認められるものがあった。

5 最近の指定管理者制度について

現在の指定管理者制度状況の転換期を迎えている状況が、次のように新聞記事に掲載された。

『指定管理 曲がり角 経営不振で撤退・業務トラブル… 中国地方 直営に戻す動きも』

中国地方の自治体で、公共施設に導入する指定管理者制度の運用を見直す動きが出ている。三次市は 2015 年度、指定管理施設の 1/3 を市直営に戻す。指定管理者の撤退などを背景に、運用改定に踏み切る自治体も相次ぐ。2003 年 9 月のスタートから 10 年余り。コスト削減と民間ノウハウの活用をうたった制度は曲がり角を迎えている。

サービス向上や効率的な運営を目指す制度の利点を十分に活かしていない。そんな判断から三次市は、242 の指定管理施設のうち 83 施設を市直営に切り替えることを決めた。

広場や墓地、公園など多くの施設は指定管理業務が草刈りや清掃などの維持管理にとどまるうえ、管理者である住民自治組織が指定管理料を使い切れていない場合もあった。「実費で任せられる委託方式にしたり、直営にしたりする方が経費削減を期待できる」と市は説明する。

過疎高齢化などによって自治組織側が、管理を拒否する場合もあった。三次市では「高齢者ばかりでとても管理できない」との声もあるという。山口市古熊の市柔剣道場も、地元町内会が更新を希望しなかったため、2015 年度は直営にすることにした。

総務省の最新の統計（2012 年 4 月時点）では、中国地方で指定管理者制度を導入している施設は計 7516 か所。効果を挙げる所がある一方、経営不振による管理者の撤退や業務上のトラブルから、ここ数年は対策に踏み切る例も目立つ。

廿日市市では 2012 年 9 月、保養施設の管理者が契約期間途中で撤退。次の管理者が再開するまで約 8 か月、休館を余儀なくされた。このため市は制度運用のガイドラインを策定。中途撤退に対する違約金規定を設け、緊急時は直営に切り替えられるようにした。

広島県世羅町は 2010 年度から 5 年間の予定で、複合型レジャー施設に指定管理者制度を導入。しかし草刈りなど管理が不十分との苦情が出たりしたことを受け、2013 年度末に指定管理を取り消した。町は 2014 年度から、業務や管理上の順守事項を詳細に明記した「指定管理基準」を運用している。

指定管理者制度の活用でサービスが悪化しないよう尾道市は 2014 年 10 月、36 項目のチェックマニュアルを策定した。鳥取市も 2015 年度から職員研修に取り組み、管理者の経営状況を点検する態勢を強化する方針でいる。

〔中国新聞 H27. 1. 16 掲載記事〕

第10 監査意見（むすび）

本市における指定管理者制度は合併前の平成16年度にスタートしてから10年余り、制度導入の目的である経費節減、市民サービスの向上という点で一定の成果をあげている。しかしながら、その運用面においてはいくつかの問題点を指摘したところである。

今回の監査では、指定管理者制度の主管課のみを聴取したところであるが、各所管課においては、定期監査に併せ、指定管理者監査等の実施を行うこととしたい。

なお、今後は、特に以下の点に留意され、適正な事務執行に一層努められたい。

1 利用者の安全性の確保

平成18年にふじみ野市で起きた市営プールでの死亡事故では、市の担当職員2人が業務上過失致死罪で起訴され、執行猶予付きの禁固刑を言い渡された。このケースは管理委託であり、「管理を業者に委託することによって施設管理を所管する職員の職責は何も変わらず、軽減されるものではない」として、明確に施設管理者である自治体側の責任が厳しく問われる結果となった。

一方、平成21年に起きた静岡県営体育館で発生したバスケットボールゴール機器事故は、指定管理者制度で初めて起きた利用者の死亡事故であった。さらに翌年には、静岡県立の青年の家でボート転覆による死亡事故が発生するなど指定管理者制度導入施設において重大な事故が相次いで発生している。

市は、指定管理者制度導入により公の施設の管理権限を指定管理者に委任したとはいえ、施設の設置者としての責任を免れるものではない。

利用者の安全確保は、施設の設置者たる自治体にとって最大かつ最優先に扱うべき事項であるが、法的責任の点においても、公の施設の設置または管理において利用者に損害が生じた場合のほか、管理業務の執行に当たり指定管理者の行為が原因で利用者に違法に損害が生じた場合においても、設置者である市が国家賠償法の適用を受けて賠償責任を負うことが想定され、十分に留意する必要がある。

この点について、総務省は「指定管理者制度の運用について」（平成22年12月28日付け総務省自治行政局長通知）で、「住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましい」としている。

今後においては、基本協定書において損害賠償責任の所在と分担、損害賠償責任保険への加入義務等について明記することはもちろんのことであるが、事故を未然に防ぐための手立てを講じ、それを確実に履行されるように改善を図られたい。

2 モニタリング・評価の手法の確立

適切な管理運営を担保するためには、細目にわたって協定等に定めるとともに、管理運営が基本協定書、要求水準書及び事業計画書に基づき適正に実施されているかどうかについて、公正なモニタリング及び評価を実施することが重要である。

しかしながら、客観的な評価基準や評価結果の記録もなく、また、許可事務や経理事務について適切に実行されているかどうか十分に把握しているかなど、指定管理者に対するチェック機能が全般的に不十分であるといわざるを得ない状況であった。

適正な評価を行うためには、モニタリングや評価の体制を整備する必要があると考える。施設によって独自の指標はあるものの、標準となる評価基準及び視点について評価シートを作成するとともに評価結果を公表するなどの市全体で統一した手法を構築することが望ましい。

また、「平成 20 年度地方財政の運営について」（平成 20 年 6 月 6 日付け総務事務次官通知）の中で「指定管理者の適切な評価を行うに当たっては、当該施設の態様に応じ、公共サービスについて専門的知見を有する外部有識者等の視点を導入することが重要である」とされていることから、今後は当事者による評価に加え、第三者による評価の導入も検討されたい。

こうした対応については、指定管理者制度の運用に当たっての調整機能を担う主管課が中心となってさらに研究し、所管課と調整を行うことが必要であると考ええる。

一方、所管課においては、モニタリングの結果を十分精査して管理状況等を把握するとともに、必要に応じ、指定管理者に対し業務の改善を求めるなど、積極的に指導を行われたい。

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため民間のノウハウを活用するもので、多くのメリットがある一方で、運用を誤ると施設の本来の目的を損なうおそれもあることから、制度の適切な運用により、市民サービスの向上に一層寄与することを望むものである。

3 指定管理者の選定・指定手続き

(1) 指定管理者の募集について（主管課・所管課）

指定管理者の選定は、市民サービスの質的向上や経費の削減を促進できるよう、競争原理の確保に努め、原則公募とすること。ただし、非公募とする場合は最小限とする。なお、公募手続きは、十分な告知期間を設け、新規参入者でも応募しやすい環境整備を図ること。

(2) 指定期間について（主管課・所管課）

指定期間を 3 年としている施設もあるが、専門知識、技術などの蓄積や継承及び、民間事業者のノウハウの活用に限界があるように思われる。施設の状況に応じた指定期間の設定や更新制度の導入について検討すること。

(3) 指定管理者の選定について（主管課）

指定管理者の選定は、民間事業者のノウハウの活用によって市民サービスの向上やコスト削減を図るため公募によることを基本としているが、明確な基準は定められていない。指定管理者の選定にあたっては、施設の状況やタイプ別に応じて、市民サービスの向上と経費の削減等を見極められる選定基準を作成すること。

特に応募団体が 1 者のみの施設における指定管理者の選定にあつては、安定かつ市民サービス向上に資する管理運営を確保するため、より厳格な審査を実施すること。

(4) 指定管理者の交替に伴う事務引継ぎについて（所管課）

公募選定結果により、今後、指定管理者が交替する場合、市民の施設使用に支障がないよう、引継時間の確保や円滑な意思疎通など、所管課が主導し、円滑な事務引継ぎが行われるよう明文化を図ること。

4 協定書及び仕様書について

(1) 日常管理手順の文書化について（主管課）

指定管理者に対する牽制体制の構築を行うため、利用料金の取扱いや貸与備品の管理等については、日常管理手順を文書化する必要があるため、ガイドラインを明示すること。

(2) 報告書様式の統一について（主管課）

事業報告書は、より良い管理運営のために業務を確認し、評価を行うものであり、報告すべき項目、内容等の詳細を仕様書などに明示すること。また、月次収支状況の報告書など市全体としての様式について検討し、統一を図ること。

(3) 仕様書記載事項の統一について（主管課）

仕様書は、適正な施設の管理運営を確保するため、どの施設にも共通して盛り込むべき事項を整理し、記載事項を統一すること。

5 指定管理者制度の趣旨を踏まえた施設の管理運営について

(1) 指定管理者を導入する基準について（主管課）

指定管理者の導入や基本的な運営の考え方については、具体的で分かりやすいガイドラインを明示すること。

(2) 経営努力に対するインセンティブについて（主管課）

利用料金制や精算条項の導入は、施設によって適・不適がある。利用料金制を導入し、精算条項のない施設については、経営努力によるインセンティブが働きやすいが、利用料金制を導入していない施設は、利用者増を図り、収益増につなげるなどの効果は得られず、経費削減のみでの利益追求となり、事業の縮小化、住民サービスの低下が危惧される。また、精算条項が設定されている施設はインセンティブが働きにくいことから、このような施設においても指定管理者のモチベーションを高められるような仕組みについて検討し、改善すること。

(3) 計画的な大規模修繕（改修）について（所管課）

施設の大規模修繕（改修）については、本市の責任において計画的に実施していく必要がある。今後、老朽化の進展により大規模修繕（改修）の増加が見込まれるので、修繕の必要箇所及び優先度を把握し、公共施設の統一したマネジメントに基づき管理運営に支障のないよう計画的な実施をしていくこと。

6 管理に関する経費の算定について

(1) 経費負担のあり方について（主管課・所管課）

管理運営における諸経費について、指定管理者職員の研修費用など、本市と指定管理者のいずれが負担すべきか、全庁的な視点から判断すべきものもあるので、経費負担のあり方について検討し、具体的な運用基準を作成すること。

(2) 管理経費積算について（主管課・所管課）

管理経費の積算や収支状況報告に係る管理費、事業費、人件費、その他経費に計上する各科目の定義を明確にし、統一すること。また、指定管理者の経費について、明確に区別できるよう合理的な判断基準を明示すること。

(3) 修繕費の負担区分について（主管課・所管課）

軽易な維持修繕などの判断基準や、修繕費の負担区分のあり方を見直し、統一した運用を図ること。

7 管理運営の評価・検証について

(1) 指定管理者に対するモニタリング評価・検証について（主管課・所管課）

指定管理者に対するモニタリング評価・検証は、より良い管理運営業務を行っていくために重要である。市民サービス向上のため利用者の立場に立ったPDCAサイクルを構築し、評価・検証の実施にあたっては、所管課に対し詳細なチェックポイントの周知を図ること。

また、できるだけ第三者の意見を取り入れるなど多面的に評価・検証を行うよう努めること。

(2) 指定管理契約の見直しについて（主管課・所管課）

本市への歳入が発生する指定管理契約では、売上精査、経費一点別実査など行わなければ、その妥当性を確認できない。また、本市への収入金額の増減により、市側の固定コストをカバーしきれない状況や事故等の発生もある。

収入が見込める場合は、本市が施設設備に係る減価償却費、修繕費などの固定費をカバーできる一定額をもって指定管理者との契約を賃貸契約に変更することも考えられる。この契約方式であれば、指定管理者としては経営努力がそのまま利益に反映できるメリットもあるので、契約当事者とも十分協議し、契約方法の見直しを行うこと。

現行の契約下では、専門性を有した企業社員でも手間のかかる難作業と考えられるが、契約更新まではその作業を継続する必要があるため、担当職員の粘り強い取組みを続行するとともに、人事異動の際にはそのノウハウの引継ぎの徹底を要望する。

(3) 人財の育成について（所管課・人材育成主管課）

指定管理者による管理運営を行うことで、所管課の職員は施設内容を十分把握できず、人事異動等により施設の問題点や市民ニーズの把握が困難になり、施設管理の技術・技能が失われるなどの課題もある。指定管理者に対する指導監督に習熟した職員の育成を早急に図ること。特に、企業会計に関する知識の習得が所管課に求められていることを強く認識し、対処すること。

(4) 利用者アンケートについて（所管課）

アンケートは利用者層や利用目的、意見、要望などを把握する資料となり、その結果分析から広報や管理運営に有用な情報が得られるものである。アンケートを積極的に実施するとともに、アンケート内容について指導すること。

また、その結果や改善事項などは、施設内に掲示するなど積極的に公表を行い、利用者との情報共有が図られるよう指導すること。

(5) 従事者の配置体制の確認について（主管課・所管課）

指定管理者が、仕様書どおりの適正な人員配置を行っているかの現場確認や、有資格者の資格証の確認などの統一的な手順を文書化し、所管課による履行確認が確実に行われるよう改めること。

最後に、本市では、本格的に合併後の平成 18 年度から順次指定管理者制度の導入を進め、現在 73 の公の施設が本制度に移行し、指定管理者が管理運営を行っている。

今回の監査において、本市の統一的な指定管理者制度の運用方法が確立されていない状況であり、各施設の協定書に統一性がなく内容が判りにくく、モニタリングや指定管理者の評価といった指定管理者制度の運用の基本的な部分で、改善や検討を要する事項が見られるなど、多くの課題が残った。

また、今回の監査対象とした 73 施設のうち、51 施設が指名（非公募）となっていることから、今後においては、原則として、公募による民間活力の導入という指定管理者制度の趣旨を踏まえ、公募の拡大に向けた一層の取組が望まれるところである。

さらに、本制度は、民間事業者等のノウハウの活用により、質の高いサービスの提供を期待するものであり、制度の運用にあたっては、市民ニーズの的確な把握に努めるとともに、導入の効果を再検証し、問題点を改善していく取組が必要である。

このため、指定管理者制度を統括する主管課においては、その運用について、制度の趣旨を十分に踏まえた効果的な施設の管理運営を図るための統一的な方針をより明確にし、各施設の所管課に対して、十分な指南役としての役割を果たすように期待する。

※ 主管課に対する監査聴取内容

○ 監査聴取事項から（主管課：総務課作成）

〔指定管理制度の概要〕

平成 15 年 9 月 2 日施行の地方自治法の改正により、従来の、委託先を公共団体、公共的団体、出資法人に限定し、使用許可権限を委託できなかった管理委託制度を、民間事業者にも対象を広げ、使用許可権限の行使を可能とする指定管理者制度を導入することとなる。

ただし、現に管理運営している施設については、法施行日（平成 15 年 9 月 2 日）から 3 年間（平成 18 年 9 月 1 日まで）の経過措置がとられたことにより、浜田市では、平成 18 年 4 月から本格的に指定管理者制度を導入し現在に至る。

〔協定の締結〕

1 基本協定書、年度協定書

所管課対応

2 収支計画の精査方法

直接及び間接経費ともに所管課対応

3 収支差額の帰属

(1) 公募の場合

応募者からの提案による。

(2) 非公募の場合

指定管理者が市の関与の大きい団体の場合、精算において 4 割の留保を認める。それ以外の団体については原則認めない。

4 インセンティブが働く仕組みの構築のための取り組み方法

収支差額の内部留保

5 指定管理者の引継ぎについて協定書への記述の有無

記述をしている。

〔日常管理について、統一的な所管課への指導〕

1 指定管理者への現金取扱マニュアルによる管理

(1) 統一的なマニュアルの配布

マニュアルはない。

(2) 無の場合、管理・指導の方法

モニタリングの実施を依頼。

2 所管課の実査方法

(1) 統一的なマニュアルの配布

マニュアルはない。

(2) 無の場合、管理・指導の方法

モニタリングの実施を依頼。

3 経費の精査方法

(1) 統一的な収支状況のチェックマニュアルの配布

マニュアルはない。

(2) 無の場合、管理・指導の方法

モニタリングの実施を依頼。

(3) 企業の決算書を読むための簿記知識の研修等の実施

実施していない。

4 修繕計画、修繕の費用負担のあり方

- (1) 負担区分の金額の統一的な定め方の有無
特に定め方を指定していない。

5 人員配置の確認方法

- (1) 統一的なチェックマニュアル及び資格の必要な場合のチェックマニュアルの配布
マニュアルはない。
- (2) 無の場合、管理・指導の方法
モニタリングの実施を依頼。

6 事業報告の精査方法

- (1) 統一的なチェックマニュアルの配布
マニュアルはない。
- (2) 無の場合、管理・指導の方法
モニタリングの実施を依頼。

7 貸与備品等の財産の管理方法

- (1) 統一的なチェックマニュアルの配布
マニュアルはない。
- (2) 無の場合、管理・指導の方法
モニタリングの実施を依頼。

8 施設の安全管理方法

- (1) 統一的なチェックマニュアルの配布
マニュアルはない。
- (2) 無の場合、管理・指導の方法
モニタリングの実施を依頼。

[今後の課題等]

1 モニタリングについての課題及び問題点

モニタリングレポートが形骸化し、詳細な検証が不足している。

◎ 改善策

モニタリングレポートの公開と様式の見直しについて検討中。

2 指定管理者制度導入前と比較した利用状況と経費等の効果について

(1) 利用状況

利用者数や売上については、景気の動向により左右される部分が多く、数字的な効果を得ることは困難だが、担当課が常に意識する契機づけになっている。

(2) 経費等

毎年の収支報告書を検証することにより、指定管理料が適正かどうかを検証することができた。

3 その他、現在、課題となっている事項と、その改善策

(1) 課題

ア 指定管理者の管理運営について、労務管理の必要性を指摘されている。

◎ 改善策

指定管理者選定委員会の中に社会保険労務士を加えることを検討中。

イ 長引く不況の中で、指定管理施設の経営も厳しく、指定管理期間を満了せず取り消しを求める団体がある。

◎ 改善策

業者選定の際、提案内容の実効性について十分精査できる知識を持って選定を進める。

ウ 指定管理料が適正な金額かどうかについての検証が必要。

◎ 改善策

各施設に、収支状況を詳細に検証することが必要。

エ インセンティブの付与方法について

◎ 改善策

インセンティブとして、指定管理期間の延長などがあるが、他市の状況も含め現在検討中。

以上が聴取内容である。

※ 平成 25 年度指定管理者モニタリングレポートからみえること

1 モニタリングの総合コメントについて

“モニタリングを行った結果、概ね良好であるため、総合的な判断としては「良好」である。”等のコメントが 56 件（平成 26 年度中の導入施設 1 件を除く）中 53 件と最も多く、そのうち 4 件は懸案事項等がある条件的なものとなっている。

評価が「良好」と判断されなかった 3 件については、営業利益等がマイナスとなっているもの 2 件、利用者及び収入等の減少 1 件である。

2 施設の老朽化について

施設、設備等の老朽化による様々な機器の故障等の報告があるため、今後は計画的な更新を実施し安全で安心して利用できる利用環境の改善を図っていただきたい。

3 利用者等へのアンケートについて

サービス向上を目指すために一番簡単に意見聴取できるのが、利用者アンケートである。一部施設では意見箱等の試みを実施しているが、施設所管課のモニタリングだけではなく、積極的に外部（利用者）のモニタリングの導入も必要ではないかと考える。また、指定管理者のセルフモニタリングを求めるなど、その手法等を含め検討を進めていただきたい。

※ その他関係条文及び資料等

「浜田市指定管理者制度推進本部設置要綱」

(設置)

第1条 指定管理者制度の円滑な実施を図ることを目的に、浜田市指定管理者制度推進本部（以下「推進本部」という）を設置する。

(組織)

第2条 推進本部は、副市長、総務部長、財務部長、健康福祉部長、市民生活部長、産業経済部長、都市建設部長、教育部長、金城支所長、旭支所長、弥栄支所長、三隅支所長をもって構成する。

2 推進本部に本部長を置く。本部長は、副市長をもって充て、推進本部を統括する。

3 推進本部に副本部長を置く。副本部長は総務部長をもって充て、本部長を補佐し本部長に事故あるときは、本部長を代行する。

4 金城支所長、旭支所長、弥栄支所長及び三隅支所長については、その所管する業務に関連のある事項を審議する場合に会議に出席するものとする。

5 本部員は、やむを得ず会議を出席することができないときは、次長を代理で出席させることができる。

6 推進本部に事務局を置く。事務局は総務課職員（現在は行財政改革推進課職員：平成27年度機構改革による）をもって充て、推進本部の事務を処理する。

7 本部長が必要があると認めるときは、関係職員を出席させ、意見を求めることができる。

(会議)

第3条 推進本部の会議は、本部長が主宰する。

2 推進本部は、次の事項を審議する。

(1) 指定管理者制度導入の基本方針に関する事項

(2) 施設ごとの指定管理者制度導入の適否

(3) 施設ごとの指定管理者選定の方針

(4) その他指定管理者制度導入に関する事項で推進本部の会議で審査することが必要と本部が認める事項

(その他)

第4条 推進本部の運営に関して必要な事項で、この要綱に定めのないものについては、本部長が定める。

附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

－以下省略－

「指定管理者制度の運用について」

平成22年12月28日付け総行経第38号総務省自治行政局長発文書による

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努めら

れるよう、地方自治法第 252 条の 17 の 5 に基づき助言します。なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を利用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

「地方自治法 第 10 章 公の施設」

(公の施設)

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第 3 項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第 244 条の 4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分について総務大臣、市長村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第 138 条の 4 第 1 項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該地方公共団体の長に対してするものとする。

4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第 1 項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。

5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から 20 日以内に意見を述べなければならない。

6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第 1 項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

「浜田市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、浜田市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第 2 条 法人その他の団地であって、指定管理者の指定を受けようとするは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要なものとして規則で定める書類

（指定管理者の指定）

第 3 条 市長は、前条に申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が当該事業計画に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

（選定委員会）

第 4 条 市長の諮問に応じ、前条による選定を行うため、浜田市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、10 人以内の委員で組織する。

3 委員は、次に掲げる区分により市長が委嘱する。

- (1) 識見者 5 人以内
- (2) 受益者 5 人以内

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の前任期間とする。

5 委員の再任は、妨げない。

（事業報告書の作成及び提出）

第 5 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設に関する規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第 6 条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理の業務又は経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第 7 条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由に

より当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定管理者の指定が取り消されて新たな指定管理者が公の施設の管理を行うまでの期間又は指定管理者が管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた期間における公の施設の管理は、必要に応じて市長が行うものとする。この場合において、指定管理者が管理を行う公の施設の条例（以下「公の施設の条例」という。）の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

3 第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市長は、その賠償の責めを負わない。

（原状回復の義務）

第8条 指定管理者は、指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全般若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

（損害賠償の義務）

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設、設備又は備品を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持の義務）

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に関し個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（指定管理の特例）

第11条 市長は、公の施設の管理を指定管理者に行わせようとする場合において、指定管理者の指定に必要な手続その他の行為をしたにもかかわらず、指定管理者決まらないときは、指定管理者が決まるまでの期間は、必要に応じて当該公の施設の管理を行うものとする。この場合において、公の施設の条例の規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用」とあるのは「使用」と、「利用者」とあるのは「使用者」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

（教育委員会所管の公の施設への適用）

第12条 この条例を浜田市教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条、第3条、第4条第1項、第5条から第9条まで及び前条の規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年浜田市条例第4号）又は弥栄村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年弥栄村条例第3号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に

よりなされたものとみなす。

—以下省略—

「浜田市の公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則」

(趣旨)

第1条 この規則は、浜田市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年浜田市条例第73号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 条例第2条第2号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(通知)

第3条 市長は、条例第3条の規定による指定をしたときは、指定されたものに対し、指定管理者指定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、条例第3条の規定による指定をしなかったときは、指定されなかったものに対し、指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(協定)

第4条 指定管理者は、市長と指定された公の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
- (2) 利用の許可に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理に要する費用に関する事項
- (5) 管理の業務の報告に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (7) 管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) その他市長が必要と認める次項

(事業報告書の記載事項等)

第5条 条例第4条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 指定管理者は、条例第4条に規定する事業報告書を5月31日までに市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第6条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消され

た日から起算して 60 日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

—様式省略—

「浜田市指定管理者選定委員会規則」

(趣旨)

第 1 条 この規則は、浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 73 号）第 4 条に規定する指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(禁止事項)

第 5 条 委員は、利害関係がある案件については、会議の議事に参加してはならない。

2 委員は、指定管理者の指定を受けようとするものの申請に関与してはならない。

3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会の会議は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

—以下省略—

指定管理者導入施設一覧

(平成 26 年 10 月 1 日現在)

No.	所属部課名			施設名	指定管理者名	選定方法
	部	区分	課			
1	健康福祉部	本庁	地域福祉課	浜田市総合福祉センター	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	指名
2	健康福祉部	本庁	地域福祉課	ラ・ペアーレ浜田	北陽ビル管理・シンコースポーツグループ	公募
3	健康福祉部	金城	市民福祉課	浜田市金城高齢者生活福祉センター	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	指名
4	健康福祉部	旭	市民福祉課	浜田市あさひやすらぎの家	社会福祉法人旭福祉会	指名
5	健康福祉部	旭	市民福祉課	浜田市あさひふれあいプラザ	社会福祉法人旭福祉会	指名
6	健康福祉部	旭	市民福祉課	浜田市あさひひまわり工房	あさひひまわり会	指名
7	健康福祉部	弥栄	市民福祉課	浜田市やさかやすらぎの家	社会福祉法人弥栄福祉会	指名
8	健康福祉部	三隅	市民福祉課	浜田市三隅老人福祉センターみすみ荘	社会福祉法人浜田市社会福祉協議会	指名
9	健康福祉部	三隅	市民福祉課	浜田市三隅デイサービスセンター	社会福祉法人浜田市社会福祉法人	指名
10	健康福祉部	三隅	市民福祉課	浜田みすみ地域活動支援センターきずな	浜田市手をつなぐ育成会三隅支部	指名
11	市民生活部	本庁	環境課	浜田市火葬場	有限会社ライフサポート	指名
12	市民生活部	旭	市民福祉課	浜田市旭火葬場	有限会社旭運送	指名
13	市民生活部	弥栄	市民福祉課	浜田市弥栄火葬場	有限会社ライフサポート	指名
14	市民生活部	三隅	市民福祉課	浜田市三隅火葬場	合資会社三隅霊奉苑	指名
15	産業経済部	本庁	水産振興課	浜田市公設水産物仲買売場	浜田魚商協同組合	公募
16	産業経済部	本庁	観光交流課	浜田市国民宿舍千畳苑	Fun Space 株式会社	公募
17	産業経済部	金城	産業課	リフレパークきんたの里	株式会社リフレッシュかなぎ	指名
18	産業経済部	金城	産業課	森の公民館	サウンドファイブ夢の音会	指名
19	産業経済部	金城	産業課	かなぎウェスタンライディングパーク	社会福祉法人いわみ福祉課	指名
20	産業経済部	金城	産業課	浜田市農畜産物加工施設	いわみ中央農業協同組合	指名
21	産業経済部	金城	産業課	浜田市地域材利用促進交流館	今井産業株式会社	指名
22	産業経済部	金城	産業課	浜田市美又温泉国民保養センター	株式会社休暇村サービス	公募
23	産業経済部	金城	産業課	浜田市波佐地場産業技術研修センター	社会福祉法人いわみ福祉会	指名
24	産業経済部	金城	産業課	浜田市緑の里地域振興施設	特定非営利活動法人えにしの里	指名

No.	所属部課名			施設名	指定管理者名	選定方法
	部	区分	課			
25	産業経済部	旭	産業課	浜田市都川交流促進施設	都川自治会	指名
26	産業経済部	旭	産業課	浜田市天狗石農村公園	市木地区自治会	指名
27	産業経済部	旭	産業課	浜田市八戸川農村公園	戸川自治会	指名
28	産業経済部	旭	産業課	浜田市地域交流プラザ	株式会社未来販売堂	指名
29	産業経済部	旭	産業課	浜田市旭温泉あさひ荘	旭温泉旅館組合	指名
30	産業経済部	弥栄	産業課	浜田市ふるさと体験村施設	公益財団法人ふるさと弥栄振興公社	指名
31	産業経済部	弥栄	産業課	浜田市体験農園施設	有限会社やさか共同農場	指名
32	産業経済部	弥栄	産業課	浜田市農産物集出荷貯蔵施設	弥栄村施設野菜組合	指名
33	産業経済部	弥栄	産業課	浜田市地域資源循環活用施設	いわみ中央農業協同組合	指名
34	産業経済部	三隅	産業課	浜田市三隅中央会館多目的研修集会施設	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
35	産業経済部	三隅	産業課	浜田市三隅中央会館和紙の郷	石州半紙技術者会	指名
36	産業経済部	三隅	産業課	古市場漁村センター	漁業協同組合 JF しまね	指名
37	産業経済部	三隅	産業課	岡見漁業振興会館	須津青浦地区自治会	指名
38	産業経済部	三隅	産業課	浜田市三隅特産品展示販売センター	有限会社ゆうひパーク三隅	指名
39	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市雇用促進住宅（小福井団地及び内田団地）	島根県住宅供給公社	公募
40	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市雇用促進住宅（国府団地及び金城団地）	浜田土建株式会社	公募
41	都市建設部	本庁	建築住宅課	黒川改良住宅	島根県住宅供給公社	指名
42	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市一般市営住宅	浜田土建株式会社	公募
43	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市営地域定住住宅	浜田土建株式会社	公募
44	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市特定公共賃貸住宅	浜田土建株式会社	公募
45	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市集団移転住宅	浜田土建株式会社	公募
46	都市建設部	本庁	建築住宅課	浜田市若者住宅	浜田土建株式会社	公募
47	都市建設部	本庁	建築住宅課	弥栄若者定住化住宅	浜田土建株式会社	公募
48	都市建設部	三隅	建設課	三隅中央公園市民野球場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
49	都市建設部	三隅	建設課	三隅中央公園市民テニスコート	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名

No.	所属部課名			施設名	指定管理者名	選定方法
	部	区分	課			
50	都市建設部	三隅	建設課	三隅中央公園市民陸上競技場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
51	都市建設部	三隅	建設課	三隅中央公園多目的広場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
52	都市建設部	三隅	建設課	三隅中央公園屋内プール・多目的運動場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
53	都市建設部	三隅	建設課	田の浦運動公園青少年研修広場ソフトボール場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
54	都市建設部	三隅	建設課	田の浦運動公園バースハウス	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
55	都市建設部	三隅	建設課	田の浦運動公園オートキャンプ場	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
56	都市建設部	三隅	建設課	浜田市岡見スポーツセンター	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
57	教育委員会	本庁	生涯学習課	浜田市陸上競技場	北陽ビル管理株式会社	公募
58	教育委員会	本庁	生涯学習課	浜田市野球場	北陽ビル管理株式会社	公募
59	教育委員会	本庁	生涯学習課	浜田市庭球場	北陽ビル管理株式会社	公募
60	教育委員会	本庁	生涯学習課	サン・ビレッジ浜田	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
61	教育委員会	本庁	文化振興課	サンマリン浜田	北陽ビル管理株式会社	公募
62	教育委員会	本庁	文化振興課	浜田市世界こども美術館創作活動館	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
63	教育委員会	本庁	文化振興課	石央文化ホール	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
64	教育委員会	本庁	文化振興課	浜田市浜田郷土資料館	浜田市文化協会	公募
65	教育委員会	本庁	文化振興課	浜田市石正美術館	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名
66	教育委員会	金城	金城分室	ふれあいジム・かなぎ	共同事業体浜田 B&F	公募
67	教育委員会	金城	金城分室	多目的運動広場	共同事業体浜田 B&F	公募
68	教育委員会	金城	金城分室	多目的コート	共同事業体浜田 B&F	公募
69	教育委員会	金城	金城分室	浜田市今福スポーツ広場施設	共同事業体浜田 B&F	公募
70	教育委員会	金城	金城分室	若生まなびや館	若生まなびや館管理組合	指名
71	教育委員会	本庁	文化振興課	浜田市金城民俗資料館	西中国山地民具を守る会	指名
72	教育委員会	本庁	文化振興課	浜田市金城歴史民俗資料館	西中国山地民具を守る会	指名
73	教育委員会	三隅	三隅分室	浜田市三隅 B&G 海洋センター	公益財団法人浜田市教育文化振興事業団	指名